

開発協力大綱案に関する公聴会

平成26年11月15日（土）

東 京

○司会（佐々木 JICA 東京国際センター所長） ただいまより、開発協力大綱案に関する公聴会を開催いたします。

本日は、土曜日のお休みのところ、また、ご多忙のところ、多数の関係者の皆様にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本公聴会の司会進行を務めさせていただきます、東京国際センター、JICA 東京の所長の佐々木でございます。本日はよろしくお願いたします。

本日のスケジュールとして、2時から4時まで2時間の公聴会を開催させていただきます。

皆様ご承知のとおり、外務省では、11年ぶりに ODA 大綱の見直しを進めております。見直しにあたりましては、本年6月に岸田外務大臣に提出された「ODA 大綱見直しに係る有識者懇談会」の報告書を踏まえ、外務省において原案を作成し、関係省庁との協議を進め、10月29日に現行の ODA 大綱に代わる新しい開発協力大綱の政府案が確定されました。

本日の公聴会は、本政府案について幅広く市民の方々からご意見をいただく趣旨で開催させていただくものであります。

公聴会は、全国で、東京、この後、京都、福岡、仙台において開催されますとともに、現在、外務省のホームページ上でパブリックコメントを11月27日の木曜日まで受け付けております。これらを通じて、幅広い方々からご意見を伺った上で、年内の閣議決定を目指してプロセスが進んでいくこととなります。本日の公聴会は、まず外務省より大綱の政府案を簡単にご説明していただいた後、皆様からご意見を伺いたいと思います。

なお、本日もいただいたご意見は、個人名・所属名を明記せず外務省のホームページに掲載予定ですので、あらかじめご了承ください。

初めに、本公聴会の主催者である外務省国際協力局の石兼公博局長よりご挨拶いただきたいと思います。

○外務省（石兼国際協力局長） 外務省国際協力局長の石兼でございます。今日は、土曜日のところ、本当にありがとうございます。

今、説明がありましたように、11年ぶりの大綱の改定について3月以降検討を進めてまいりまして、今般、新大綱の政府案をまとめることができました。新しい政府案は、日本及び国際社会が大きく変化する中で、今後の ODA あるいは広く開発協力、これらについて日本がどのように対応すべきかということ、さまざまな角度から検討したものであります。

説明は後に譲りますが、新大綱の政府案において、政府だけではなく、企業、地方自治体、NGO の方々、いろいろな民間も含めた大勢の協力を目指したいということが第1です。

2番目に、開発の前提となる国際社会の平和と安定・繁栄への貢献を開発協力の目的として掲げ、それを通じて国益の確保に貢献するということです。

3番目に、日本の ODA 60年の長い歩みの中で培ってきたいろいろな経験がありますが、

その中でも、「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」を基本原則に位置づけました。

また、重点プロセスとして、1点目に、「質の高い成長」を通じた貧困の撲滅。2点目に、普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現。3点目に、地球規模課題への取組。こうした3点を挙げております。

本日は限られた時間ですが、ぜひ、いろいろなご意見をちょうだいして、参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、続きまして、外務省国際協力局の岡庭健局長補佐より、開発協力大綱の政府案について、概要をご説明いただきます。

岡庭局長補佐、よろしくお願いいたします。

○外務省（岡庭国際協力局長補佐） 外務省の岡庭と申します。

お手元到大綱案の文書があるかと思いますが、私は、パワーポイントの資料に基づいて、簡単に概要を説明したいと思います。

まず、従来の ODA 大綱は 10 年あるいは 11 年おきに改定していますが、今回は、大綱を改定するにあたって有識者会合を数か月間開き、NGO、経済界、各界その他から代表にご参加いただきご議論いただいた上でこの案を作成し、さらにこれを関係省庁と協議した上で取りまとめました。

前回の ODA 大綱が策定されてから約 11 年たっていますが、その間、国際情勢が変化して、気候変動、感染症、テロなどの新しい課題が出てきました。あるいは、開発途上国の中にも、BRICs のような新興国が台頭して経済的にも力を持つようになりました。そういういろいろな変化を踏まえて、ODA を活用して、政府としてどう対応すべきかということを検討した結果、今回、大綱の名前を変えようということで「開発協力大綱」になっております。

その背景としては、協力の対象となる国の拡大ということで、DAC リストに入っていないような、DAC の 1 人当たり GNI が 1 万 2,000 ドル程度の基準を超えた国であっても、ニーズがある国には支援していこうではないかという話があります。また、先進国から開発途上国に渡る資金としては、ODA 以外にも、その他政府資金（OOF）や民間資金（PF）がありますが、今日、先進国から開発途上国に向かう ODA に比べて民間資金が 3 倍にもなっていることを踏まえて、ODA だけで考えないで、オール・ジャパンで、OOF や PF と連携して開発途上国の開発支援をしていきたいということが 2 点目です。

3 点目は、「援助から協力へ」と書いてありますが、要は、開発途上国自身も地位が上がってきているので、単に一方的に上から下へと援助する形ではなく、パートナーシップに基づいて協力していこうという趣旨で「開発協力大綱」と名前を変えております。

次に、本文のほうです。先ほど説明したとおり、日本を取り巻く国際情勢は劇的に変化

しています。特に、日本の平和と安定が国際社会の平和と安定に密接に結びついている自覚が根本的にあります。

開発課題の多様化にも対応しなければいけないということで、例えば、「中所得国の罨」といった、所得はある程度の水準に達したけれども、教育をさらに高度なものにしないと、従来のような低賃金労働による成長が達成できなくなっていることをどう支援していくか。あるいは、小島嶼国が気候変動の影響によって脆弱な状態になっていることにどう対応すべきかという、所得とはまた別の観点から取り組まなければいけないような問題が出てきております。

さらに言えば、成長している国ばかりに支援をするのではなく、成長から取り残されたような国々の最貧国に対しても、平和と安定あるいは成長・開発の歯車を動かすための支援を引き続き展開していきたいと思っています。

次に3ページです。理念、「開発協力の目的」ということで、非常に重要な部分です。ここについては、我々は引き続き、国際社会の平和と安定・繁栄に一層積極的に貢献したいと考えております。それに開発協力を通じて、我が国自体の平和と安定の維持あるいは繁栄の実現、安定及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献するということです。「国益」という言葉は使っておりますが、開発協力によって国際社会の平和と安定に貢献して、それを通じて日本の平和と安定のために貢献するという書きぶり自体は、実は前回の ODA 大綱でもそのようになっております。いずれにせよ、我々としては、ODA を、それ以外の資金とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に「基本方針」ですが、これは日本の援助哲学といった内容です。第1に「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」ということで、我々としては、ODA が平和国家としての日本に最もふさわしい海外への貢献の仕方ということで、「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」を第1に掲げております。これは後でも出てきますが、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するという原則をあくまで遵守していくこととも密接につながります。

次に「人間の安全保障の推進」です。これは、前回の ODA 大綱でも掲げていましたが、引き続き、日本の援助の基本的な哲学として重視したいと考えております。細かいことは中期政策でも書いてありますが、基本的には、さまざまな脅威・恐怖から一人一人の人間を保護し、個人の能力強化をすることによって自立を支援していくという「人間の安全保障」の考え方を重視しながら援助をしていくということでもあります。

次に「自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力」です。自助努力支援は、特に日本自身が戦後、世銀の支援を受けて新幹線や高速道路を整備して、成長を自ら実現したという経験に基づいて、開発途上国を支援することは、開発途上国が援助から卒業して自立できることを目標に、我々は引き続き援助していきたいと思っています。また、日本の経験と知見を踏まえた協力ということですが、

先進国各国が独自に持っている知識や経験をもとに援助していますので、日本として援助するのは、日本が世界に誇れる技術・経験を開発途上国で役立てていくということで、そういう知見や経験を最大限活用していきたいということが「基本方針」に込めた考え方です。

次のページ、「重点政策」として重点課題が3点挙がっております。第1の重点課題として、『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅です。我々は貧困削減に当然取り組みます。最初、この項目においては、まず貧困削減が最も基本的な開発課題であることをはっきり書いております。他方、貧困地域だけで貧困層を支援しても、国全体の成長を促さないと貧困削減がなかなか進まないことも事実であり、我々がアジアなどで支援してきた人道支援やインフラ整備といった支援は、貧困層にも配慮しながら国全体の成長を高めることを支援して、その結果として貧困削減にもつながったという経験があります。そういう経験を踏まえて、成長と貧困撲滅、特に成長についても「質の高い成長」を目指したいということで、包摂性、持続可能性、強靱性を備えた成長を目指して支援していくことが第1の柱です。

第2の柱は、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」です。これは、人権が保障され、民主主義が尊重され、平和が安定した社会であることを支援していくということで、ある意味、成長あるいは貧困削減を達成する上での前提条件のようなものであると考えております。

第3の柱は、「地球規模課題の取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」です。これは一国だけでは対応できないような気候変動あるいは感染症といった問題、さらにはミレニアム開発目標（MDGs）の達成、そういうものを支援していくということです。

次に、地域別の重点方針が地域ごとに書いてあります。ここでは、特に地域統合、地域レベルでの取組の支援、地域での連結性強化の取組も特に記述しております。同時に、1人当たりの所得が一定の水準以上の卒業国のような場合であっても、各国の開発ニーズを踏まえて必要な協力を今後検討していきたいと考えております。

次に、5ページ目の「実施」でも、引き続き、効果的・効率的な開発協力推進のための原則を掲げております。

「戦略性の強化」は、特にODAとODA以外の資金協力の連携を図ることを掲げております。

次に、「日本の持つ強みを活かした協力」ということで、これは日本の関係者からの提案を積極的に取り入れていくということで、それによって、ソフト・ハード両面での日本の知見と経験を生かした支援を行いたいということです。

「開発協力の適正性確保のための原則」は、従来のODA四原則に当たるものですが、今回は、この四原則をさらに数を増やしております。アからエまでは従来の四原則に相当するものですが、今回、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」に関しては、この原則をあくまで堅持しつつ、非軍事目的の開発協力であれば、軍または軍籍を有する者が関

係するケースであっても、個別具体的に検討するという点が新しくなっております。

次に「実施体制」です。特に今回、官民連携あるいは自治体との連携をさらに書き込んでおります。開発途上国の成長にとって、民間部門の成長が非常に重要なので、そういうところを支援する場合には、日本の民間企業が持つ技術やノウハウを活用して、開発途上国の開発に貢献できることが大きなポイントとっております。さらに、中小企業を含む企業や地方公共団体、大学・研究機関との連携を強化して、それらが持っているノウハウを開発途上国の開発に生かしたいと考えております。

「緊急人道支援、国際平和協力における連携」ですが、ここはこれまでも国際機関や NGO 等と協力してきたわけですが、今回新たに国際連合平和維持活動（PKO）との連携推進を盛り込んでおります。PKO 自体は、予算としては ODA とは全く別の予算で活動しているわけですが、例えば南スーダンにおいては、現地で自衛隊が復興のための活動を行っています。その際に、JICA も行ってまして、一つの例として、自衛隊が道路の下準備といたしますか、地面をならして、その地面をきちんとした道路にする部分を JICA が ODA を使って整備し、さらには、道の横にある溝の部分の材料を ODA で調達して、自衛隊がそれを使って道路の溝をつくったなど、さまざまな連携があります。

最後に「知的基盤の強化」ということで、日本の ODA を強化する上では、日本国内の開発にかかわる人材育成あるいは国民に対する広報、国民からの支持が非常に重要です。したがって、ここではそういうことが書かれていますけれども、特に今回、新しい点としては、GNI0.7%比の国際的な ODA の量に関する目標が言及されています。書き方としては、そういう国際目標を念頭に置くとともに、財政状況も踏まえつつ、開発協力の実施基盤の強化の努力を行う形になってはいますが、我々としては、国民からの支持を得ながら、ODA の予算確保に努めていきたいと考えております。

簡単ですが、以上です。

○司会 岡庭局長補佐、ありがとうございました。

皆様のお手元には、今ご説明いただきました、パワーポイントの大綱案と閣議決定の文書の後に、開発協力大綱の案があります。それと、現行の 2003 年に定められたもの、公聴会用に、背景となる種々のデータも配布させていただいておりますので、ご確認ください。

それでは、この公聴会では幅広い方々からご意見をいただくことが最も大切です。事前にご発言のご希望を伺っております。多数の方からご希望をいただきましたので、全ての方々にご発言いただくことはできないかもしれませんが、当方より指名させていただきますので、順番にご発言いただきたいと思います。

発言に当たりますはマイクをお渡ししますので、お名前が呼ばれましたら、挙手の上、ご発言いただければと思います。

それでは、まず、最初の意見表明者の方、お願いいたします。

10 分以内を目途にご発言いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○意見表明① 今日はありがとうございます。

私からは、2点ほど提案させていただきます。

まず1点目は、資料1ページの名称変更の背景の理由として掲げておられる ODA 卒業国への協力のために名称を変えるという趣旨ですが、残念ながら、ODA 予算は減少傾向にありますし、他の DAC 諸国に比べても非常に低い量です。日本は、下から数えて何番目という状況です。今回も 0.7%と言及されていますが、まだまだ少ない状況です。限られた資金を、なぜ ODA 卒業国に配分するのか。これは国民のサポートは得られないと思います。なぜならば、ODA は、貧困や災害などに苦しむ人たちに対してお金を使う趣旨のものですから、援助卒業国である中進国を支援すると。この背景には、日本の企業がその国でビジネスを円滑にできるようにしたいということがあるかもしれません。それはおっしゃっていませんが、私もわかります。国民の多くは、我々の税金が企業のために使われるよりも、貧困にあえぐ途上国の人たちのために使ってほしいということが素朴な考えだと思います。

ODA に対する支持率が減っているのもこういう理由だと思います。二国間援助の4割は経済インフラに使われています。保健や教育にはわずかで、保健には1%、基礎教育には2%しか使われていません。以前、政策課のほうで調査もされていますが、ODA はどのような分野に使われるべきかという世論調査で、明らかに保健、教育、災害、人道支援が優先順位でした。経済インフラの支援などは、ODA が使われるべきではない分野の上のほうにランクされているわけです。これでは国民の支持は得られないと思います。

ですから、まず、援助を必要とする国々を優先するべきです。つまり、私は、この協力の拡大には明確に反対します。ODA は税金ですから、税金は、最も必要とされているところに使ってください。また、使われる分野も、経済インフラが今は4割です。保健が2%、基礎教育が1%です。これを逆転してください。保健や、学校へ行けない子どもが学校へ行けるようにする。5歳未満で亡くなる子どもを減らすようにする。こうした分野に ODA を使ってほしいと国民は考えているわけですから、そのように使ってほしいと思います。

2点目は、「実施」の「イ 開発協力の適正性確保のための原則」に書いてある、非軍事目的の開発協力の、軍または軍籍を有する者が関係する場合には、実質的意義に着目し、具体的に検討していくということが、マスコミ等でも最も批判されている部分だと思います。私も、これは削除すべきだと思います。なぜならば、日本国内で自衛隊が災害の援助をすることは合理的な政策だと思います。まず、コストが安いということがあります。自衛隊は比較優位がありますね、NGO とか、あるいは JICA のチームなどと比べて。それは日本国内ですからアクセスもできるわけです。だから、途上国の民生分野の能力を強化するといっても、軍隊による復興活動支援あるいは人道支援の能力を高めることは、結果的にその国の軍隊の能力を高めることにつながることは明らかです。だから、ロジスティクスや物資の補給、例えば、医療の能力を強化すれば、軍人が戦闘で負傷した場合、医療

能力を高めていけばそれだけ軍事的能力が高まるわけですから、民生分野の軍隊の能力の支援といっても、結果的に軍隊の能力の向上につながるので、この原則と矛盾するわけです。軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避は、この文章が加わることによって保障されません。ですから、これはやめてください。

以上です。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、次の意見表明者の方、お願いします。

○意見表明② 本日はありがとうございます。

先ほど岡庭局長補佐のご説明にありました資料の中にも、2枚目の表側、「人間の安全保障の推進」のところに、「女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。」、裏側に、「女性の権利を含む基本的人権の尊重」等とお書きくださっております。しかし、今回の国際協力大綱案を文言全体で拝見しますと、前期の国際協力大綱案よりも、女性の基本的な権利や女性に対する対応の仕方についての記述が弱くなっています。

幾つかの項目、例えば、本大綱の冒頭2ページの第2パラグラフの8行目に、「喫緊の課題となっている」に加えて、「あらゆる経済社会開発における女性の積極的参加及びリーダーシップの醸成も喫緊の課題である」ということを入れていただきたい。

次に、3ページの「基本方針」の第1パラグラフの最後に、以下のことを加筆していただきたいということで、「これら女性の視点と参画を前提とする」と書き加えていただきたい。

4ページの「重点政策」の「重点課題」の2行目から、「以下を重点課題として、女性の視点と参画を前提とし」というフレーズを加筆していただいて、「開発協力を推進していく」としていただきたい。

さらに、5ページの7行目、『質の高い成長』である必要がある。」に続けて、「このためには女性の能力強化への戦略的投資が重要である。」を加えていただきたい。

本大綱案の7ページのⅢ、「(1) 実施上の原則」のところに、パラグラフの3行目、「適正性確保」のところに、「適正性確保、女性の視点と参画等に十分な配慮を行うことが必要である。」と書き加えていただきたい。

6番目ですが、大綱案の9ページ、「(オ) 公平性の確保・社会的弱者への配慮」の部分を、以下のように削除し、加筆を行っていただきたい。すなわち、「格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族等の社会的弱者及び女性への」の「及び女性」を削除して、別の表現を加えていただきたいわけですが、「社会的弱者への配慮及び男女共同参画等の観点から」というように、「男女共同参画」という文言を加えていただきたい。

また、「社会面への影響に十分注意を払い、多様な関係者や女性等」の「女性等」を削除していただいて、「多様な関係者の参画に努めつつ、公平性の確保に十分配慮した開発協力

を行う。」としていただきたい。

最後に、本大綱案の10ページ、「(イ) 緊急人道支援、国際平和協力における連携」の2行目のところの「災害救援等の緊急人道支援の効果的实施」の後に挿入として、「及び災害復興過程における女性を含む多様なステークホルダーの参画の推進」という言葉を入れていただいて、「推進のため、国際機関やNGOを含め、この分野の知見を有する様々な主体との連携を強化する。」といったような文言の追加をお願いできればと思います。

ありがとうございました。

○司会 どうもありがとうございました。

今まで2名の方から意見表明をいただきましたけれども、外務省から補足的なご説明があれば伺いたいと思います。

○外務省（岡庭国際協力局長補佐） いろいろ貴重なご意見をありがとうございます。

まず、意見表明①のコメントについて、第一に、公聴会の場合は、意見を闘わせて修正案について合意を得るような場ではありませんので、いただいたご意見は真剣に関係省庁とともに検討させていただきます。したがって、私がこれから申し上げることは政府の公式見解という性格のものでもありません。ただ、ODAの活動に対するご理解を得る観点から、できるだけ丁寧に説明したいと思います。

最初に、協力のスコープの拡大に反対ということについてです。最貧国において我々がODAを使って支援できることはたくさんありますが、相手国にどのようなニーズや要請があるかを踏まえて実際の支援内容を決めており、また、一般的に保健や教育といった分野はインフラ整備と比べて金額が小さいことを指摘します。さらに小さな最貧国では、自ずと支援の金額も小さくなる点も一般的に指摘できます。他方、仮に卒業国であっても、卒業国が気候変動の影響によって大きな台風が来たことによって多大な影響を受けて、それで被災した方々は最貧国の方々と同じような悲惨な状況に置かれるわけで、そういうことを長期的に防ぐという積極的な意味がある場合には、我々としても、卒業国だから何もしないのではなく、日本が持っている防災面での知見を活用して支援することを今後は検討していきたいということが、今回の卒業国支援を新たにできるようにすることを明記した趣旨です。

次に、教育・保健が最も重要で、経済インフラは二次的な目的ではないかというご意見についてです。もちろん開発途上国の教育と保健に対してたくさんの支援をしていますが、他方、成長を促進しないと、教育や保健サービスの維持に必要な税収が入ってこないことになります。成長がないと、教育や保健でいくら支援しても、その国が教育と保健システムを自ら維持していくことができません。したがって、成長に関係するインフラ分野も引き続き重要であり、両方を支援していきたいと考えております。

3番目の軍人あるいは軍隊に対する支援に反対するということについてです。我々とし

ては、軍事的な目的の場合は当然支援しませんし、軍事的な能力の向上に資するような支援もするつもりはありません。これはまさに非軍事的協力による平和と繁栄の貢献という基本方針に基づいて対応したいと思っております。今回の新しい原則の運用にあたっては、援助内容の趣旨と目的や協力対象の主体、協力内容や効果がどのようなものかということを慎重に検討して、しかも、その国の開発ニーズに合ったものなのか、あるいは、そういうガバナンス、経済・社会状況、二国間関係などを踏まえて、慎重に総合的な判断を行いたいと思います。これは、これまでもそうですし、これからもそのように実施したいと考えております。

特に、新たに、軍や軍人に対する支援を今後は検討していくということを書いた背景には、近年、感染症対策あるいは紛争後の復旧・復興などの民生分野あるいは災害救助で、開発途上国の軍が重要な役割を果たしていることが一つの要因としてあります。したがって、そういう開発を支援するために、軍籍を有する者、軍のもとにある機関への非軍事的目的の協力が必要である場面が増加しているので、今回、実質的な意義に着目して開発に資する場合は、慎重な検討を踏まえて支援を行っていききたいと記述しております。

次に、意見表明②のコメントについてです。前の大綱と今回の大綱では、女性に関する記述が弱くなっているという指摘については、検討させていただきます。この前の大綱ができた後に、開発と女性イニシアティブ、いわゆる GAD イニシアティブを策定し、JICA も、外務省も、ODA の実施にあたってはジェンダーの主流化などを踏まえて支援を実施しております。大綱の書きぶりについてはそういうコメントがあるかもしれませんが、我々として、現場で援助を展開するにあたっては、そういう事を踏まえて引き続き実施していきたいと考えております。

○司会 今、岡庭局長補佐から、JICA というお話もできましたが、JICA から補足的に説明をお願いします。

○JICA（竹若総務部長） JICA の総務部長の竹若です。

JICA から補足させていただきます。現在の JICA の中期目標及び中期計画は今年になってから改定したのですが、その中期計画の中では、男女共同参画については、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保を明言しておりますし、中期計画ではジェンダーの推進も明記しております。これは、ご指摘があった趣旨等に沿うものと思いますが、女性の参画が公平であるという視点とともに、開発効果そのものにとって女性の参画が必要であるという趣旨を込めているものです。

○司会 ありがとうございます。

それでは、次の意見表明に移らせていただきます。お願いします。

○意見表明③ どうもありがとうございます。

今回、外務省からご提示いただいた開発協力大綱案の中で、私は国際協力 NGO の一員という形で参加しておりますので、その立場から見ても、評価したいと思っている点、問題だと思っている点に分けて発言したいと思います。

まず、今回、「開発」を捉える段階に、基本的人権の尊重、基本的人権の推進ということを含めてくださったことは、国際協力 NGO としては歓迎したいと思っております。国際協力 NGO の立場は、そこにいる人たちが人権を実現していく過程で開発を達成していくことを目的としておりますので、そうした考え方についても ODA 政策の中にきちんと、しかも、大綱という文章の中にそこを明示していただいたことは、非常に素晴らしいことと思っておりますので感謝したいと思います。また、実際に開発協力を進めていく上でのパートナーとして NGO を明確に位置づけていただいたことについても感謝したいと思います。

一方、懸念される点として、先ほど既にご発言があって一度応答がありました。一方懸念していることは、非軍事的協力を個別具体的に検討しているという部分についてです。先ほど、岡庭様からご説明いただいたような背景・事情があることは私どもとしても理解しておりますが、私たちが懸念しているのは、非軍事、つまり民生目的である、あるいは、非軍事目的のための支援であることをどのように担保するのかということです。軍というものは、一般的に機密性の高い組織ですので、実際に支援をされた後に、それが軍事転用されたかどうかをモニタリングすることはかなり難しい部分があるのではないかと考えておりますので、実際に行われた支援が本当に非軍事であったのか、民生目的であったのかということは何らかの形で検証する仕組み、あるいは、どのような基準を満たせば、このただし書きに合うのかということ、もう少し具体的に書き込んでいただきたいと思えます。そうしないと、結果的にそれが、意見表明①が心配していらっしゃるように、結果的に軍事的な支援につながっていくのではないかと懸念しています。そこを考えたいと思います。現在の書き方のままでは漠然として、「個別具体的に検討する。」あるいは「実質的な意義に注目し」の部分が一体何を意味するのかがよくわからないので、そこは大綱の段階でもう少し明確に記載し、非軍事の原則、軍事的用途の回避という原則を徹底させるためのもう一工夫が必要ではないかと思えます。

次に、貧困削減に関してです。これも意見表明①と岡庭様との今のやりとりで一度お話をいただいておりますけれども、私からお願いしたいことは、今、ご説明いただいたような状況であることはわかりますが、その中で、公的な開発資金である ODA が果たす役割を考えた場合、民間資金導入ではなかなか手が届かない部分、それは貧困層に対する直接的支援の部分と、所得の分配にあたる部分の政策的な支援、その2つから経済成長の効果がより貧困層にも行き届くようにしていくという部分があると思えます。ここは、民間や企業でなかなか対応できない。特に、政策面となると NGO でもなかなか難しい側面があるので、そこは、ODA として積極的に取り組んでいくことを、より強く書き込んでいただきたいと思えます。

現在の書きぶり、全体を通して見た印象では、現在の大綱の、特に中期政策の文章においては、貧困層を直接の対象とする支援を明確に詳しく書いてありまして、経済成長を通じた貧困削減よりも上位に書かれているので、今回、その順位が逆転したという印象を抱いております。ですので、私からのお願いとしては、せめて同等のウエートを置いて、公的資金としての開発援助である ODA はそこに取り組んでいくという姿勢を、ぜひ出していきたいと思っております。

3点目ですが、今回、対話を通じた支援がうたわれています。現在の ODA 大綱においては「開発途上国のオーナーシップ」という言葉が使われています。それが今回は「パートナーシップ」という言葉に変わっています。パートナーシップ自体を特に批判するつもりはないのですが、私がぜひご検討をお願いしたいと思うのは、特に今回、官民連携に焦点が当たっており、オーナーシップではなくパートナーシップという考え方を導入されることによって、開発途上国の市民・住民の開発ニーズが優先順位を落とされることのでこないだろうかということをお心配しています。

例えば、アフリカ諸国においては、包括的アフリカ農業開発プログラムという枠組みで、現在、アフリカ諸国政府は国内農民団体との協議に基づく農業政策を策定しているわけですが、これとは別のプロジェクトで官民連携事業が持ち込まれて、相手国政府がそちらを重視した場合、農民たちにとっては、自分たちの国の政府と対話して取り組んできた開発課題の優先順位が下がってしまうことが起こる可能性がありますので、そうしたことがないように、開発途上国のオーナーシップを尊重して、これまで特にパリ宣言以降積み上げてきた国際援助協調の枠組みの中で展開していくことを、ぜひ開発協力大綱の中でも出していただきたいと思っております。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、もうおひと方からご意見をいただきたいと思っております。お願いします。

○意見表明④ 私が最初に、今の ODA 大綱が改定されるというニュースを聞いたのは、英字新聞でそれを読んだというネパールの友人からでした。今回提案された原案について、英文でどのように表現されるのだろうと思いながら読みましたので、そういう視点からのコメントと、また、学生にもこの動きについてずいぶん授業で取り上げていますので、学生がこれに対してどのような反応を持っているかについて述べたいと思っております。

まず1点目は、私が今まで働いてきた海外の友人たちがどうなのかという点で2つあります。一つは、地球規模課題に取り組む決意が強く散らされていたり、援助は未来への投資であるということが心強いと思っています。ただし、「国益」という言葉がかなり多くでてきて、それが直接英語に訳された場合に、相手方はどのように受け取るだろうかと非常に懸念しました。

例えば、前文の第1パラグラフが長いのですが、「包摂的で持続可能で強靱な成長を」のあたりは非常に心強いのですが、「さらに、我が国自身の」から始まる長い文章の「積極的平和主義の立場から……国益と」というあたりは、むしろ、これを書くことによって地球規模課題に取り組む決意が薄れてしまうのではないかと感じました。

同じように、3ページの「基本方針」の2つ前のパラグラフにある「以上の認識に基づき、我が国は、国際社会の」はいいのですが、またここで「こうした協力を通じて、」とあって、最後に「国益の確保に貢献する。」とあることが、それまでの決意を少し薄めてしまう点が非常に残念です。

私も今まで学生とODAの話はずいぶんとして、特に、ポスト2015年以降の課題について話しているときに、サブ・サハラ・アフリカの達成度が悪いことは何度も取り上げていまして、それで非常に気になったことは、地域別に関して書かれている6ページから7ページの「地域別重点方針」です。アフリカについては、「貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げる」と書いてありますが、これを読むと、これまでのMDGsの達成に関して勉強してきた学生は非常に驚き、それまでの話が、なぜこれからの大綱に生かされていないのかと強い疑問を持つと思います。

意見表明①にもありましたが、私たちも大学で、「世界一大きな授業」を取り上げていますが、多くの学生は、意外に教育分野での日本の援助額が少ないことに毎年驚いています。特に、学生たちが持っているサブ・サハラ・アフリカへの印象と、この開発協力大綱の今の重点方針が非常に乖離していることは、ぜひご検討していただきたいと思っています。

次に、「人間の安全保障の推進」に関しては、少数民族等いろいろ具体的に書かれている点は、私は非常に前進したと思っていますが、せつかくここまで書いてくださるのであれば、「子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族等」とありますが、現在、セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルスといった分野では、セクシュアル・マイノリティについても言及することがかなりスタンダード化していると思います。また、少数民族とありますが、ここは数的なマイノリティだけではなく、エスニシティの問題ということで、先住民ということも「・(なかぐる)」を入れて書かれたほうがよいのではないかと思います。

また、「人間の安全保障の推進」のパラグラフにおいては、こうした方たちに焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、要するに、プロテクションとキャパシティ・ビルディングということが書かれていますが、この方たちがなぜ脆弱な立場に陥るのかということも視野に入れて、例えば、「その保護と能力強化、また、権利の確立を通じて主体的な参加を促し」といった、要するに、保護される立場ではなく、こうした方たちが主体的に開発に参加していくための言葉を入れられると、さらに「人間の安全保障」の中心課題に近づくのではないかと思います。

そして、これはほかの方もおっしゃったことですが、非軍事の強調の話は、開発協力関係者の安全面への配慮とも大きくつながっていると思います。「非軍事」という言葉が随所

に残っていますけれども、一方、それを不安にさせる文言も入っていると思います。例えば、9ページの「(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」という見出しは大変心強いと思いますが、「民生目的、」以下は、最後に「個別具体的に検討する。」となっていて、不安を高めてしまうと思います。

また、10ページの「連携の強化」の部分に、「連携の強化」の前文、「(イ) 緊急人道支援、国際平和協力における連携」でも、「様々な主体」と書いてありまして、ここに一体どういったさまざまな主体が関わっていくのだろうかということ、私は不安に思います。そこで、提案としては、「国際機関やNGOなど」でとどめ、また、「また、」で始まる最後の文章も、最後のところに、「国際平和協力活動との非軍事面での連携推進に取り組む。」としていただくと、全体を通じた非軍事の強調が貫けるのではないかと思います。

最後に、今回の大綱では、「協働」という言葉が使われていることは、私は非常にいいと思っていますが、相手の国家だけではなく、援助される側の市民がどのようにここに関わっていけるのかという視点で読むと、広報の対象あるいは受益者という弱い立場でしか協働する余地がないと読み取れます。日本がいろいろな経験をしてきて、それを海外に伝えることは援助の一番重要な部分だとは思いますが、何度も登場する文言の一つに「我が国の経験と知見」という言葉があって、これを英語に直されると **lesson** ではないかと思います。レッスンということだと、むしろ、日本が全てうまくいった成功例というよりは、こちらが味わった、苦い経験を踏まえた「教訓」という言葉だと思いますので、そう直されたほうが良い印象を持つのではないかと思います。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

いろいろなコメントが出されましたけれども、岡庭局長補佐からの補足的なご説明をお願いします。

○外務省（岡庭国際協力局長補佐） 非常に示唆に富むコメントをありがとうございました。よく考えたいと思います。

まず、意見表明③の、軍・軍人に対する支援に関する検証なり評価を行う何らかの仕組みが必要ではないかというご意見は、重要な点だと思います。 貧困層に焦点を当てた支援についてですが、そもそも「人間の安全保障」の視点自体、貧困層に焦点を当てた支援を一つの具体的なアプローチとして含んでおり、これは中期政策の中に書いてあります。それを大綱でも特記するかどうかという問題はありますが、我々としては、貧困層のことも考えながら成長支援を実施します。今の大綱で我々が実現したいと思っていることは、成長のための成長ではありません。「質の高い成長」であって、包摂性や強靱性をもつ成長です。過去に我々が実施してきた援助を踏まえて、過去の教訓を踏まえると、やはりこういう成長が必要なのではないかとということで「質の高い成長」を目指すために、引き続き

いろいろ考えながら支援していくということです。具体的に細かく書くかどうかは考える必要がありますが、思いは同じではないかという気がしました。

オーナーシップが書いてなくてパートナーシップだけという点につきましては、ownership イコール自助努力と捉えております。ただ、ownership を直訳できる日本語がなかなかありません。相手国のニーズを、若干、優先順位を下げたような印象を受けられたのであれば、それは我々の思いとは違う受けとめ方ではないかと思えます。書きぶりをどうするかは別として、基本的な考え方としては、引き続き自助努力すなわちオーナーシップの重視と理解しております。

次に、意見表明④のコメントについて、national interests という「国益」の英訳だけに着目すると、確かに、若干、敏感に反応される方もいるかもしれませんが、ここに書いてある「国益」の中身は何かというと、啓蒙された国益のようなものであって、日本の平和と安全の維持、さらなる平和の実現、安定性・透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、あるいは、普遍的な価値に基づく国際秩序の維持・擁護ということです。日本が世界の中で共存していく上で、日本自身の安全の実現は、国際社会での協調の中で達成していく観点からすると重要なことだと思うので、そこは別に、国益とはこういうことであるということをご理解いただきたいと思います。

2点目の、サブ・サハラ・アフリカで MDGs の達成が遅れている中で、アフリカの記述が若干一面的ではないかという趣旨のコメントだったと思えます。MDGs は、アフリカも遅れていますが、遅れている地域はほかにもあると思えます。我々としては、MDGs に関しては引き続き重要であると考えていまして、「地球規模課題への取組」の項目に MDGs の言及があることにご留意いただければと思います。

次に、「人間の安全保障」の絡みで、性的少数派ですか、日本語で何と言うのかわかりませんが、セクシュアル・マイノリティや先住民への言及がないということについてです。ここは、我々としては、全部は書いていないという趣旨かもしれませんが、いずれにせよ、そういう人たちが脆弱な立場に置かれているのであれば、もちろんそういう人たちの脆弱性を踏まえるということだと思います。

また、主体的に関与させて、自立を促すべきという点についても全く同感で、「人間の安全保障」というものは、一人ひとりの自立を目指して支援するという考え方です。

次に、PKO の絡みで、PKO との連携についてコメントがありました。この点については、我々としては、当然、非軍事の目的のみについて連携するという理解で、その点は、原則で軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避を書いているので、それによって非軍事であることを担保していると思えます。

被援助国国民を、援助の受け手としてしか考えていないのではないかということですが、その点については、実際、我々が在外公館で、任国でやっていることは、援助をする対象としてというよりは、対等に対応しているつもりです。というのは、日本の知見や経験が本当にその被援助国において必要とされるものなのか、あるいは、必要と思ってくれるか

ということとはわからないわけです。ですから、常にそういうことを考えながら、例えば日本から専門家を呼んで講演会を開いたり、その講演会の後で現地の専門家や関係者と意見交換をしたりするというところで、そういう被援助国のいろいろな方々と意見交換や話し合いを行うというプロセスを実施しています。文章の上でどうかということは横に置いておいて、我々としては、そういうことは常に行いながら、本当に相手国の開発に必要な日本の知見や経験をどう生かしていくかということ日々考えております。

最後に、Lesson という言葉は、上からの目線ではないかということだったと思いますが、英語で、経験は **experience** ですし、知見は **know-how** なり **expertise** で、**lesson** は教訓だと思しますので、「教訓」でも必ずしも悪くないと思います。というのは、日本は災害のデパートと言われるくらいに災害が多い国で、そういう面で痛い思いをしているからこそ、災害に関する支援はかなり行ってこられたと思います。いずれにせよ、英訳については、まだ英訳の作業を始めていないので、おっしゃったような、英文になった場合にどういう受けとめ方をされるかを考えながら、作業を行いたいと思います。

○司会 ありがとうございます。

とりあえず次に進めさせていただいて、後ほど自由討議の場もありますので。

では、次の方、お願いします。

○意見表明⑤ 本日は、貴重な機会をありがとうございます。 開発教育というのは、国内で国民が世界のことを知り、問題を深く理解し、その開発協力に一人一人が積極的に関心を持って参加していくための教育活動です。

今回の大綱案を拝見しまして、既にいろいろ出ておりますが、開発教育を実施している立場として、開発というものを深く研究してきた事情があります。開発のあり方は、経済的成長だけではないことは、先ほどから皆さんもおっしゃっていますが、学生や子どもたちと一緒に考えてきています。ですから、この大綱案の中で、貧困の削減が一番重要だとおっしゃっていましたが、全体的には、「国益」や「経済成長」、「質の高い成長」という言葉が多く目に入り、本当に開発を必要としている人たちにとっての開発がこれで行えるのかという疑問があります。

私たちからは、具体的に、11 ページの「ウ 実施基盤の強化」の「(ア) 国民及び国際社会の理解促進」の中に、広報と一緒に開発教育という言葉が2行だけ触れられております。実は、現 ODA 大綱の中には、開発教育を別に1項目置いていただいています、広報とは明確に分けていただいております。ここにも書いてありますように、税金を使って行われる ODA であるとしたら、国民が支持しないと増えていくことはできませんね。そこにも書いてあるように、国民の理解と支持を得ることが不可欠であると。そのためには、広報をきちんと行うべきである。それは一つの側面かもしれませんが、一方的に、これはいいよという広報であつたり、情報を一方的に受けているような状態では、たぶん国民は支持し

ないと思います。

なぜかという、今、多くの情報が流れていますし、多くの学生や若者が関心を持っています。今の社会はどうなっているのか、なぜまだ地球に貧困があるのか、それに対して日本は何をしているのか、いろいろなレベルで関心があります。そうした教育活動が今いろいろなところで行われています。ですから、実施することはもちろん重要ですが、その反省点や課題、まだまだ達成できていない部分も含めて、教育活動が重要になっております。開発教育自体は、そうした情報を含めながら、実は一人一人ができることがあるのではないかと。ただ税金を出すだけのタックスペイヤーであるだけではなく、実は自分たち一人一人がいろいろなレベルで、ボランティアレベルもありますし、実際に自分が将来は海外に行くこともあると思いますが、そうしたことも含めて人材育成をしていくことが開発教育です。

そういう意味では、広報とは別に「開発教育」を一つ設けていただきたいと思います。また、そこに「国民参加」という言葉も消えてしまっているの、国民が理解すればいいということではなくて、国民が積極的に参加していく機会を設けることも重要と考えております。実際にいろいろなところでボランティア活動、NGO活動が盛んに行われていますので、そういった意味で、「国民参加と開発教育」という項目を設けていただいて、そこに改めて開発教育のことを書いていただくことをここで提案したいと思います。

開発の問題を考える中で、私どもはいろいろな教材や、先ほども出た「世界一大きな授業」は、複数のNGOで毎年実施している開発教育のプログラムで、毎年6万人くらいの全国の子どもたちが参加して世界の状況を知るものです。その中で、日本の教育協力資金についても考えますし、本当によくいろいろ知っています。そして、考えたいと思っているわけです。そういう人たちにとって、重要な情報は広報だけではないと思いますので、そういった意味で、「開発教育」という項目を別立てに、もっと多くの人に参加するためには、受け身の参加ではなくて積極的な参加を促していく必要があると思います。

ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

続いて、お願いします。

○意見表明⑥ きょうは発言の機会を与えてくださりまして、ありがとうございます。

素朴なことですが、幾つか意見を述べさせていただきたいと思います。大きな点で感じたことを2～3点と、具体的なことで2点の意見を述べたいと思います。

大きなところは、今いろいろ伺っていて、名前が「開発協力大綱」に変更になったというご説明を受けましたが、私は、なぜ「開発協力大綱」なのかということを考えてしまいました。方向性として、成長のための成長ではなく、「質の高い成長」を目指すとか、基本的な人間の安全保障の推進などの方向性は賛成できると思って伺っていました。私たち市

民、素人の立場では、耳で「開発」と聞くと、どうしても、能力開発よりもインフラ開発というか、目に見える開発の形がイメージされてしまいます。どうしてもそちらをイメージしてしまって、またそちらを推進するのかとイメージづけられてしまいます。

でも、今お話を伺っていると、現状は割合的に少ないとしても、そうした人材開発や教育分野の開発など、未来に結びつく開発をこれから展開していくというお話だったと思います。一人一人のより良き未来のためにと最初のところに掲げられていることは、私はとても共感できると思いました。それですと、名前に、私たち一般市民が聞いても、いいなと思えるところがあるといいなと思いました。

それと関連して、「開発」と聞くと、まず開発ありきになってしまうのではないかと思います。今までの方のお話にもありましたが、最近の世界の流れでは、脱開発ということも言われてきていまして、それもいいなと強く思いますので、まず開発ありきではなく、ここに掲げていらっしゃるような、「基本方針」にあることをしっかり打ち出しているだけで、対等な人間としての関係をつくっていただけるようなことを、私たち国民にわかりやすいように伝えていただけたらと思います。

もう一つは、最初のお話で、オール・ジャパンでとおっしゃって、それは本当にオール・ジャパンで進められたらいいと思いますが、もしかして、オール・ジャパンというのは官民連携のことを連想されているのかなと少し懸念しました。民間と手を組むのと同時に、国民参加でというご意見もありましたが、国民一人一人も草の根でいろいろな活動をしていて、いろいろな支援や援助もしていますし、発展途上国と言われる国々でも、その地域で国を良くしたいと思っている小さな団体もありますが、国と国という大きな視点ではなく、小さな市民団体と市民団体がお互いに協力できるような視点も「オール・ジャパン」の中に入れていただけたらと思います。また、市民による地域づくりを、オール・ジャパンの中では、それぞれの発展的地域づくり、最近、日本では「里山資本主義」などとも言われていますが、そうした市民による地域づくりの視点もぜひ入れていただきたいと思います。

具体的なことでは、貧困撲滅のことをおっしゃっていて、皆さんもおっしゃっていますが、2015年までに半減することが開発目標だったはずですが、掲げられてから、良くなっているということを全然聞かないうちに、最近では世間から忘れ去られている感じがします。ぜひ、質の高い成長を目指すのであれば、どなたかが所得の分配にも触れていましたが、なぜ貧困が減らないのかという政策的な面に関して国際協力として対応していただければ私たちもうれいすし、私たちも一緒に参加させていただけたらうれしいと思います。

もう1点は、何人かの方も触れられていました、「実施」のイの（イ）のところですが、非軍事目的に特化すると方向性を変えていないことは私もよく理解できます。ただ、法律の抜け穴を探してというか、抜けられるような穴をつくってしまうと、今はそう思っていないなくても、今後、何か変わってしまうのではないのかという漠然とした不安を国民として感

じています。ぜひ、この点は担保できるような形——今は民間の軍隊も増えていますし、軍事と民間の境界があいまいになっている流れが世界的にあると思います。そうした面でも不安を感じますので、できればこれは外していただけるようお願いしたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、ご意見に対する補足的な説明をお願いします。

○外務省（岡庭国際協力局長補佐） ありがとうございます。意見表明⑤から、そもそも開発教育に力を入れていращやるといこと、我々としても大変ありがたい限りで、引き続き頑張っていたきたいと思っております。

2つの問題提起があって、開発教育の別立てと国民参加の別立て、これはこの場でどうこうとは申し上げられませんが、今の案でも国民参加については11ページの「市民社会との連携」の2段落目に書いてあります。これはもちろん、市民社会との連携のコンテキストで入っているので、それだけでは不十分ということかもしれませんが、我々としては、国民参加自体は引き続き重要と考えております。

開発教育についても、最後のページに明記しておりますが、我々としては引き続き活動していく予定ですし、重視していきたいと考えております。

別立て云々については、持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

意見表明⑥から、貴重なコメントがございました。専門家ではない方々がどう見るかということは、我々としても重要であると思っておりますので、こういうご意見は非常に参考になり、貴重な材料として、我々としても考えさせていただきたいと思っております。ハードインフラばかり実施していると、人材育成ではないのではないかという話もありますけれども、実は、なぜ日本がインフラ分野の支援をこれだけ実施しているかという、日本は、世界的に見てもインフラ分野のレベルが一番高いわけです。インフラの支援というものは、何か物をつくるだけではなく、インフラを整備した後、それをどう維持するかは人材育成が必要な分野ですし、インフラの計画も知見が必要な分野ですし、日本の知見がある分野は、実は国際的に見ると、教育や保健もあります、日本が一番優れている分野の一つがインフラ整備です。だから、日本の優れた知見を活用するとするとインフラということが入ってきますが、実際問題として、インフラ分野の支援で人材育成というのは付随して必ず入っているということでもあります。

もう一つ、オール・ジャパンが官民の連携だけではないかというようなことがありますが、別にオール・ジャパンという言葉が文章の中には記載してありませんが、我々が思っているのは、単に官民ではなく、やはりNGOや国民の方々とどう協力し合っているかが重要と考えております。この点は、外務省は地方に事務所を持っていませんけれども、JICAは地方に事務所を持っていて、そちらでいろいろな活動を地道に展開し、国民の

方々に、海外がどういう状況なのか、あるいは、海外に対して日本が ODA を使って何をしているか等について広報あるいは意見交換の場を設定していますので、これは JICA から説明してもらいたいと思います。

地域づくりの視点も、たぶん JICA のほうが具体的な形で地方自治体と協力していますので、後で説明していただきます。

MDGs については、実は、貧困層半減の目標は達成できる見込みです。なぜかという、特に中国のように人口が多い国が成長したという要因もありますが、今議論している MDGs を達成した後は、貧困の撲滅のような目標について議論しています。したがって、我々の援助だけの成果ではないのですが、確実に貧困層の比率が下がっていることが事実としてあります。

最後に、軍事的用途の回避の問題ですが、我々としても、抜け穴があったら原則ではなくなるので、これは厳格に運用していきたいと考えておりますし、二重、三重にチェックしていくことかと思っております。さらに言えば、透明性あるいは情報開示もしっかり対応していきたいと思っております。

○司会 ありがとうございます。

それでは、JICA のほうからお願いします。

○JICA（竹若総務部長） 必ずしも包括的にはならないかもしれませんが、幾つか説明させていただきますと思います。

開発教育ですが、JICA では、本部のみならず地方でも力を入れております。これは東京都が先駆けてグローバル・ユース・キャンプというものを今年から始めております。簡単に言うと、東京都の高校生を 100 名単位で、二本松と駒ヶ根の青年海外協力隊の訓練施設に、5泊6日とか、長いともう少しくらい、一緒に訓練を受けていただきます。若い高校生に、まさにこれから世界に旅立とうとする隊員がどういう訓練を受けて、どういう志を持っているかということを感じていただくということで、非常に好評です。こうした試みを続けています。

そのほか、JICA は地方に、駒ヶ根と二本松の訓練所のほか、北は北海道から南は沖縄まで、全部で 15 か所の拠点をもっていますが、地方の業務についてご紹介させていただきます。

○JICA（広田企画部長） JICA の企画部長の広田と申します。

1 点、地方の前に、オール・ジャパンでの国民参加について、近年、私どもはできるだけ幅広い国民の方々からのご提案を開発に生かしていこうという取組を進めております。これまでも NGO のの方々からの提案に基づいて途上国での開発事業を行うような試みを支援していましたが、加えて、最近では、例えば民間企業、特に中小企業の方々、現地で

こういったものを使ってほしいと。それによって開発のいろいろなソリューションに貢献できるような提案がある場合、これを支援するようなことを始めました。

それから、自治体が、姉妹都市関係やいろいろな関係を持っていますが、そうした関係を通じて開発協力を行っていきたいというご提案に対しても支援するようなことを始めております。加えて、科学技術などでも、そのような提案型の開発を進めていこうということが、私どもで最近力を入れていることの一つです。

自治体との関係については、私どもは全国各地に支所もしくはセンターがありまして、いろいろな相談をさせていただいております。具体例があるほうがわかりやすいかと思いますが、例えば沖縄県とは大洋州の島国のようなところでの協力のお話をさせていただいております。具体的に、地理的な条件であるとか、水、水道などの資源が非常に乏しい、あるいは、狭い閉ざされた島ですのでごみ処理の問題が難しい、こういったことについて、沖縄県は、大洋州の国々に比べて、知見を有しております。宮古島市は、日本初の地下水の保護条例を制定しました。こうした経験をできるだけ開発協力に生かしていただくということで、ここ数年、協力を進めております。

北海道であれば、寒冷地特有の技術がありまして、こうした経験・技術を、例えばモンゴルとの協力で生かすようなことを今ご相談して、実際にこの数年進んでおります。このような試みを展開しているところであります。

○司会 ありがとうございます。

JICA 東京におきましても、今の関連では2つの課がありまして、NGO 連携課、地域連携課を持っており、それぞれ幅広いパートナーの皆さんとともに途上国の開発問題に当たりたいと思っております。

引き続きまして、意見表明を行います。お願いいたします。

○意見表明⑦ 今回の大綱は、現大綱と比べて、OOF や PKO など、民間部門を含めていろいろな協力分野を包括的に組み直されていて、目的達成に向けて、効果的かつ効率的な実施を目指しているということで、限られた予算制約の中では合理的な方法かと思えます。ただ、それが本当に良い目的であれば確かに良い効果が出るとは思いますが、悪い目的であれば悪い方向に行ってしまうのではないかという懸念を持ちます。

私は、今回の大綱については、残念ながら、後者のほう、どうしても危ないと思ってしまう。その大きな原因は、国家安全保障の中で、ODA などの関連政策分野に対する指針を与えると、今回の案の上位に国家安全保障戦略が位置づけられてしまった。これが、案からうかがえるものとして4つの懸念点があるのではないかと思います。

第1は、国益の問題です。先ほど岡庭さんは、質問に対して、「啓蒙された国益」というお言葉をお使いになりましたが、これまでも外務省は、「開かれた国益」ということを表明されています。また、OECD の対日援助審査で、狭い国益を優先することがないようにと

いう勧告に対する対応でも、そうではない、「開かれた国益」の趣旨のことをおっしゃって、国内外に対して「開かれた国益」、つまり、情けは人のためならずということわざにあるように、間接的・長期的に日本に返ってくる国益を目指されているということでした。しかし、この国家安全保障戦略では狭い国益が記載されています。ですから、論理的には、上位計画に狭い国益が書かれていますから、当然、開発協力大綱案も狭い国益を優先しなければいけないという位置づけになっていることを非常に懸念しております。

第2に、先ほどから出ていますように、国際紛争助長への使用回避という、これに新しい項目が付け加わった。先ほども、軍事転用に対する懸念のご意見がありました。私は、それ以外にも、例えば民生目的と軍事目的があいまいになる場合、あるいは、その両方の目的を持つようなケースがあるのではないかと思います。例えば、道路や港湾、空港といったものは軍事にも使えるし、民生にも使います。そういうところでどのように境界線を引くのか、はっきりとした原則を貫き通すのか、そこにも大きな危惧を抱きます。

第3に、「重点政策」の中で、特に平和の安定と安全の確保ということで、安全保障分野への協力をこれからは積極的に行うことが表明されていますが、これについても、国際紛争助長のおそれがあるのではないかと懸念しております。具体例として、日本政府はフィリピンに対して、昨年12月に、多目的船10隻を含む協力をフィリピンの沿岸警備隊に対して行うことを決められたわけですが、その5カ月前には、実はフィリピンの沿岸警備隊は台湾の漁船と衝突して、漁民が1人亡くなっています。それで台湾とフィリピンの間は、経済制裁等で二国間関係が非常に悪くなりました。そういう意味では、軍事衝突には至っていませんが、広い意味での紛争状態に入っています。そういうことがあったにもかかわらず、そういうことに一切触れないというか、何も配慮がなくてフィリピンの沿岸警備隊に対する供与が決まってしまったわけです。これは、場所と相手国によっては国際紛争を起こしてしまうのではないかと懸念しております。そうしたところに供与されているわけです。ですから、これが今後、安全保障協力分野が広がるにつれてかなり懸念を覚えます。

最後に、自衛隊について、先ほど岡庭さんは道路のことについて説明されましたが、この大綱案には自衛隊のことは何も書かれていません。一体どういう関係なのか、どこまでの役割を自衛隊ができるかどうか。これまで、イラク派遣も、ODAと自衛隊が車の両輪ということで協力されていますし、今後の安全保障協力に対する分野の拡大、集団的自衛権の行使容認、そういう範囲のもとで自衛隊の役割がどんどん拡大していくわけですから、一回、自衛隊との関係をどうするのかということをごきちんとしていただきたいと思っております。

要するに、現在においても、一体何が歯止めになるかということ、原則の一つです。軍事的用途の禁止と、国際紛争助長の回避といったことが、今は総合的判断のもとに、今でさえ緩んでいるのに、今後ますます原則自体が緩くなってしまふ。ですから、全体的に、アクセルはどんどん踏まれているのに、ブレーキがほとんど効かない状態になるのではないかと懸念しております。ですから、今の開発大綱では、ブレーキがきちんと働くように思えないので、外からブレーキを持ってくるしかない

い。これまでも ODA 基本法ということが言われてきたことですが、きちんと法律を制定して、国会が関与しない限り、ブレーキができないのではないかと思います。

どうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

続きまして、お願いします。

○意見表明⑧ このような対話の場を設けていただきまして、あるいは、今までに何度も意見交換会等で意見をお聞きいただき感謝いたします。

今回、お手元に「緊急声明」を出ささせていただきました。29日に発表された原案について、急きょ、NGOの仲間たちで声明を作成しました。最初に申し上げたいのは、この大綱案は、時代背景を受けて、良い点が幾つも見られ、基本的には、「国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する」ことが目的であると位置づけていただき、その中で、NGOも大綱の原案の中に何点か出てきております。開発の主要なファクターとして位置づけていただき、また、「実施」でも、NGOとの連携の重要性を強調していただきしております。中身についても、脆弱な立場に置かれている方たちについて項立てされていたりしていますし、また、私たちが以前から主張しているODA予算の増額に関しても、GNI比0.7%という国際約束を明記していただき、こういう点についても高く評価しております。

私からは3点ほど申し上げたいのですが、既に多くの方がおっしゃっていることと多少ともダブることになります。1点目は、『質の高い成長』とそれを通じた貧困削減についてです。この点について、大綱案でも、貧困削減、絶対的貧困の撲滅が最も基本的な開発課題であると位置づけられており、これは高く評価したいと思います。そのためにも、質の高い経済成長が必要であるということ、これも当然だと思います。経済成長があることも重要であると認識しております。

ただ、一方で、経済成長があれば貧困がなくなるかということ、必ずしもそうではないことは、過去の歴史や現状でも見られます。トリクルダウン理論とって、ぼたぼた落ちた水が染みわたるように高い成長が貧困層まで行き渡るかということ、現実的には格差が開いている状況が多く地域で見られます。それを生かすためにも、先ほど、岡庭局長補佐は、日本の例としてインフラ整備が得意とおっしゃいましたが、それとともに、日本が成長できた一つの要因は、江戸時代から続くような、教育に熱心であること、また、戦後特に、国民皆保険や全国に保健センターが設立されたような、保健に関するインフラが整っていること。こういう基礎があって始めて次の段階で経済が立ち行くことにもなります。この順番が間違ってしまうてはいけないのではないかと思います。経済が成長する、そこから落ちこぼれた人々を救うことが開発の役割ではなく、まずは開発を、人々の基本的な生活を確保する、貧困に陥らないためには教育を普及させる、そして、保健・医療を含めた基礎的なベーシック・ヒューマン・ニーズを改善する。それがあって、その上において成

長の可能性が出てくると思います。この文章では、それがどうも逆に書かれているような気がしています。

特に、5ページに書かれている、「質の高い成長」の観点からインフラ整備等を行う、「また、」ということで「保健・医療等」と出てくるのですが、「質の高い成長」を行い、そこから落ちこぼれた人たちを救うというニュアンスに見えないこともない。日本の ODA は、まずは貧困改善を行うことを重視し、そこを整備した後に経済成長とともにそういう層も全体的に改善できるようにするというような書きぶりのほうがいいと感じております。

2番目は、これも既に多くの方が言及したところですが、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」のところ、民生目的、災害援助等非軍事目的の開発協力を相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。」は、非常にあいまいであることは多くの方が述べていることです。

私たちが懸念するのは、非軍事であるといっても、相手の軍隊を支援するような、あるいは、軍籍を有する方々の支援となった場合、相手の軍事費の肩代わりを日本の ODA がすることになるのではないかという懸念もあります。先ほど、意見表明者の方がおっしゃっていたように、フィリピンへの多目的船の供与など、それが転用される可能性もありますし、それによって緊張が高まるとともに、相手国が支出する軍事費がそれによって削減される、あるいは、削減されなくとも一部ここが転用されることによって違う形での軍拡につながることも懸念されます。ぜひ、この点は削除すべきではないかと考えております。

3番目は、私どもが出させていただいた声明の最後には、現 ODA 大綱の英訳及び私たちが9月に出した10の説明を英訳して、途上国の NGO、CSO に意見を求めました。その中で幾つか、日本の ODA に対してコメントがあり、ここには5点あります。

例えば、日本の ODA で実施する開発協力事業によって影響を受け途上国の市民社会、その計画策定から評価に至る意思決定プロセスにおいて意見表明や参加機会を保証してください。また、事業内容について前情報を公開し、地域住民の合意を得てください。そして、日本の ODA 事業で負の影響をこうむったときに苦情申立てができる制度をつくってください。もちろん、日本政府がつくり、日本国民がこれを支持する ODA 開発協力大綱ですが、この影響を受ける途上国の人たちが、これに非常に関心があると同時に、自分たちも積極的にそのプロセスに入りたい、意思決定の場に入りたい、あるいは、その影響がどうかということの評価を自分たちにしっかりと公開してほしいということを言っております。

政府原案の最後には、「開発協力大綱の実施状況に関する報告」ということで、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにするとなっておりますが、その中においてはぜひ、途上国市民の声を拾って、その改善に資する、あるいは、常に、評価においては途上国政府だけではなく住民の声も聞いて、実際に負のインパクトが日本政府の開発協力大綱によってもたらされないように十分注意していただければと考えております。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、ご意見に対する補足説明がありましたらお願いします。

○外務省（岡庭国際協力局長補佐） 貴重なご意見をありがとうございます。

まず、意見表明⑦のご意見に対してコメントしたいと思います。

国家安全保障戦略が指針を与えることを書いてあって、それを受けた形で新しい大綱は書いてありますが、国家安全保障戦略は、基本的に日本及び日本国民の安全を確保する観点から書いております。しかし、大綱は基本的に ODA を、開発途上国の開発を主たる目的として使うということを主たる目的として書いております。国家安全保障戦略が大綱との関係でどういう意味があるのかという点について、特段、解説したような政府の公式文書はありませんけれども、例えば、国家安全保障戦略では、民主主義や法の支配といった、日本と共通の価値を持つ国との関係を強化するということが書いてあります。価値を共有する国との関係は、ある意味、対話によって、仮に紛争、意見の違いがあったとしても話し合いがしやすいという面があるのでそういうことが書いてあると思います。

したがって、アジアに目を向けると、東南アジアに対して日本が援助するということは、アジアの経済支援の向上や東南アジアの国力を上げることによって、日本が標榜する民主主義や法の支配といった価値、あるいは、人権尊重といった価値を東南アジアで推進するという意味がありますし、日本との二国間関係を強化するという意味において、日本の安全保障にとっても重要な意味があるということと言えます。したがって、我々は二国間で、どの国にどういう援助をするかという際には、当然、日本の外交政策を踏まえながら決めていくわけで、それをどう定義するかは、日本の外交政策を踏まえながら ODA を使っていくと捉えて、この大綱を作成しております。

2点目の、軍事と民間の境界線をどう引くかについて、軍事目的に使われないことが原則です。したがって、そういう観点から二重、三重に歯止めをかけるということで対応していきたいと思います。あと、国際紛争を助長しないことが一つの原則になっていますから、我々も紛争が起きないように、援助を行う際には注意します。

自衛隊との役割分担が書いてないということですが、自衛隊との役割分担といいますか、我々としては、基本的にこれを非軍事的な目的に限って ODA を活用するという原則のもとで対応するわけですから、仮に自衛隊がそういう目的に合致した活動をしているのであれば、連携の可能性があるということであって、ODA を軍事的な目的に使うということは考えていません。

ODA の基本法を制定すべきではないかというご意見はこれまでもありましたが、私どもとしては、ODA の実施に当たっては二国間関係を含む総合的な外交判断に基づく機動的で柔軟な対応が求められるので、ODA の理念や援助実施の原則は、ODA 大綱あるいは今回の開発協力大綱で明らかにして、これをもとに実施していくことを考えております。

次に、意見表明⑧からのコメントについてです。いろいろ評価していただいて、ありがとうございます。

大綱の中で、「成長」が社会開発分野よりも上にあるような印象を受けるということですが、我々としては、貧困削減が最も基本的な開発課題であることを重要課題の最初に書いているので、引き続き貧困削減あるいは貧困層に焦点を当てた支援を重視していきたいと考えております。

軍・軍人への支援については、先ほど申し上げたとおりです。フィリピンの巡視船について話がありましたが、あれは軍とは別の組織に巡視船を供与したものであって、一つの国が自分の国の海域を守ることができるということは、ある意味、海上の安全交通、開発のために重要なことであり、我々としては、あれは非軍事的な開発目的のために供与したと考えております。

最後に、地域住民の合意を得てということについては、JICA からお願いします。

○JICA（広田企画部長） 開発事業によって影響を受ける市民の方々、特に負の影響だと思いますが、できるだけそうした負の影響をもたらさないように、まず計画づくりの段階から配慮していくことが当然必要です。そして、やむを得ず負の影響を受ける場合、事前のコンサルテーション、情報の公開、地域住民の方々との合意、これは必ず必要です。こうしたことについては、私どももガイドラインを持っていまして、これを公表しております。そして、仮にそのガイドラインに沿って手続きが行われなかったと住民が感じた場合は、既に制度として、異議を申し立てることができるようになっております。

事実関係としてご説明申し上げました。

○司会 予定の時間になってしまいましたが、貴重な機会ですので、若干時間を延長させていただきますが、お許しいただきたいと思います。

次の意見表明者の方、お願いします。

○意見表明⑨ 発言の機会を与えていただいて、ありがとうございます。

基本的には、先ほどの意見表明②の発言内容をサウンドする立場です。岡庭局長補佐には、実は、課長時代に、ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブを積極的に策定していただいて、本当に感謝しております。また、JICA でも、最近、ジェンダーの主流化についていろいろな計画等をつくっていただいて、本当に前進しているとは思っています。

しかし、前回の基本大綱ができた頃と比べて、現在の状況が、実は昨年为国連総会で安倍総理が、女性の活躍を推進するために 30 億ドルの支援を約束されましたし、国連の国連総会でも、女性の活躍を進めたいということで、日本で実際に 9 月に大きな国際会議を開催されました。国際的に、日本が女性の活躍推進のためにコミットしていると言われているときに、大綱が、前回の大綱に比べてその部分を強調されないのは、あまり良いことで

はないというか——というのは、総理がそういう発言をされると、日本はもともと女性の地位がそれほど高くないし、慰安婦の問題をカモフラージュするつもりなのかということ、私は CSW などに出ている NGO 等から指摘されております。

できれば、総理がそれだけのことをおっしゃったし、そういう会議を今年の9月に行い、そして来年も開催されるということであれば、特に開発途上国の女性たちが納得するような形のをこの大綱の中に入れていただけると、日本が女性をきちんと支援していることに対する信頼性が高まるのではないかと考えておりますので、ぜひそのところをよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

あと複数名、意見表明をいただいている方がいらっしゃいますが、この中で事前に表明された方で、まだ発表の機会を与えられていないという方、いらっしゃいますか。私どもの名簿では、事前に登録されている方で本日ご欠席されている方がいらっしゃいます。事前に登録されている方で、発表の機会がまだ与えられていないという方がいらっしゃれば、挙手をお願いします。(挙手なし)

それでは、いらっしゃらないということで、意見表明⑨からのご意見に対して、岡庭局長補佐からコメントをお願いします。

○外務省(岡庭国際協力局長補佐) コメントをどうもありがとうございます。

いずれにせよ、書きぶりをどうするかということは、今回のパブリックコメントは、東京だけではなく、他の地方でも開催しますし、それ以外にもメール等でご意見をいただいておりますので、そういうご意見を踏まえて、書きぶりについては真剣に関係省庁等と検討したいと思います。

いずれにせよ、女性、ジェンダーの問題は我々も重要だと思っておりますし、現場においても、あるいは、こういう政策文書においても、重視する書きぶりにしたいという思いが強くなります。

○司会 ありがとうございます。

以上をもちまして、事前に意見表明をご登録いただきました方々からの意見表明が終わりました。

本日はお休みのところをお越しいただいておりますし、貴重な機会ですので、ぜひご質問、ご意見等を表明したいという方がいらっしゃれば、受け付けたいと思います。その際には、ご氏名、ご所属、肩書等をおっしゃっていただいた上でご発言いただければと思います。

挙手をお願いします。

それでは、後ろの方からお願いします。

○意見表明⑩ これまではあまり触れられなかった骨太のところ3点について、質問とコメントです。名称に関するポイントが2つ、目的に関するものが1つ、合計3点です。

まず、ずばり申し上げて、「開発協力」ではなく、なぜ「国際協力大綱」という形で打って出なかったのでしょうか。より具体的に言うと、PKO 活動を行う自衛隊等との活動も含めた平和に貢献する活動、これも今回の大綱の目的に非常に関係するにもかかわらず、その両方を組み合わせた国際協力大綱となぜしなかったのか、また、できなかったのか、あるいは、しようとならないのか、ということについての説明はありませんね。これが1点目です。

また、開発協力といいながら、別の資料にも示されているように、従来、日本が「経済協力」と呼んでいたものを「開発協力」に直しただけではないのか。もちろん、大綱には、多様な資金形態ファクターとの連携ということは強調されているにもかかわらず、「開発協力」という名を打ちながら、ODA 以外のファクターや形態に対して、政府は全然説明責任を果たしていませんね。また、果たすことができませんね。にもかかわらず、「開発協力大綱」と呼ぶには不十分ではないか、難があるのではなからうか、と私なりに思うところ、この点はいかがなものか。

あえて「開発」を強調するならば、ここにおいでの方は皆さんご存じのように、開発途上国の経済・社会発展開発として福祉の向上を補佐するという、その開発の意味が、必ずしも大綱の能書きの部分、目的の部分に出てきていないのではないか。「開発」とは、途上国の開発のことですよね。それが目的にも書かれていない。これは、この10年間使ってきた現行のODA 大綱にも言えることですが。その表現を引き続き今回も使って、国際社会の云々ということで、「途上国の開発」という最も重要なワーディングが一つも出てこないのはおかしいのではないかという点についていかがなものか。

最後は、目的論。従来の目的から今回の目的が変わったとするのか、従来の目的ではいろいろ誤解を招くので、今回はわかりやすくして表現を長くしたのか、そこがどうもはつきりしません。別のパワーポイント的な資料で、開発協力大綱案の「目的」のところにも、こういう目的であるということで3点書いてありますが、現行の目的となぜ変わったのか。この移行図が書かれていないですね。それはやはり改定するに際に最も重要なポイント、そこがないと思います。

以上3点です。

そして、「開発協力大綱」に変更するとすれば、従来使っていた外務省の国際協力局も国際開発協力局に近いうちに変わるのでしょうか。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、もうおひとつ、お願いします。

○意見表明⑩ 発言の機会をいただき、ありがとうございます。3点ばかり質問させていただきます。

前回、2003年のころ、福岡で開催された ODA 大綱の公聴会に参加させていただきましたが、今回、ODA はちょうど 60 周年だと思います。賠償から ODA が始まって、サンフランシスコ講和条約の賠償から出発して今日を迎えていると思いますが、やはり平和を目指す理念が、これを読むと改めて見受けられない。ODA60 周年を踏まえた ODA 大綱を策定していただきたかったことが 1 点目です。

2 点目は、既に皆さんがおっしゃっていることなのであまり言いませんが、軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避、非軍事的目的の開発協力の部分は、NGO の方にたくさん言っていました。

大学人として危惧しているのは、大学の中で、一部 ODA を使って、ミャンマーの元軍人が大学内で授業を行ったり、ODA の研修目的で受け入れられている。ODA を使って軍人が大学内で研修したり、そういうことが今後行われる可能性があるのではないか。それは、大学人としてはやめていただきたいと思います。

あと、ODA の 0.7% 目標、昔は GNP で、今は GNI ですが、ピアソン報告は一貫して言われていますが、一回も実現していない。これができないのであれば、むしろ 0.35% 目標を具体的に書かれたほうがいいのではないかと思います。現実には、イギリスなどは、0.7% の目標を達成して、今は 4 番目か 5 番目に入っていると思います。GNI0.7% の目標を書くのであれば、きちんと達成していただきたいと思います。

以上です。

○意見表明⑪ 現行の ODA 大綱を改めて思い起こしていただくと、最初の 1 行にすばっと目的をクリアに書いていますね。今度の場合、最初のところにやぶが多くて、それを払いながら進んで、ようやく 2 ページの最後のほうに目的が出てくる。その理由、意味も、わからないではないですが、文章論としてはすっきりしていない。現行のほうですばっと言っていますね。そうしたところも最終的に配慮していただけたらいかと思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。

それでは、時間の都合もありますので、最後に、挙手されている方、お願いします。

○意見表明⑫ 岡庭局長補佐がおっしゃったように、ここ 10 年の開発パラダイムというか、これは大きく変わっていると思います。これに沿った今回の ODA 大綱は「開発協力大綱」ということで、私自身はわかりやすかったと思います。しかしながら、恐らく、これは一

般にも公表されるのであれば、もう少し具体的な例を付与することによって、より一般社会に浸透するのではないかということが1点。

それと、外務省と JICA の言い方が違うのですが、外務省は「官民連携」と言い、JICA は「民間連携」と言っていて、外から見ると何だかよくわからないということがあります。そこら辺の言葉を統一する必要があるのではないかと思います。

また、今日は、こういう公聴会に企業の方がいらっしゃらないことが奇異でたまりません。官民連携なりを進める上で、三位一体というような訴え方をされているわけですから、ぜひ、外務省、企業、一般市民という形で公聴会が成立するとよかったかと、率直に感じました。

最後のポイントですが、ポスト 2015 の触れ方があまり見えてこないもので、果たして 2016 年度以降はどうなるのかわからないのですが、一つの例として、世銀あたりは、若者の雇用は紛争と貧困削減の鍵であると、キム総裁も非常に強く言っています。そのような総合的なアプローチに対して、今回の開発協力大綱がどのように貢献していくのかが見えないので——これは各論に入ってしまうから、きょうはお答えを求める必要はないかと思いますが、今後、これを具現化していく上では、ぜひ考えていただきたい点です。

ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

それでは、コメントがありましたらよろしくお願いします。

○外務省（岡庭国際協力局長補佐） 貴重なご意見をありがとうございます。

まず、意見表明⑩からコメントをちょうだいしまして、質問を正確に把握しているかどうか自信がないので、もし誤解していましたら後で訂正をお願いします。

第1に、なぜ PKO も含むような形の国際協力大綱でないのかということですが、この大綱は、基本的に ODA あるいは開発を主たる目的とする政府の発表に関する文書ですので、そういう意味で PKO は直接的には含んでいません。

第2に、「開発協力」という名前に変えた理由は最初に申し上げたとおりで、支援対象国の範囲を広げたということを説明しました。OECD・DAC の定義上、1人当たりの GNI が1万 2,000 ドル以上の途上国に支援をしても、DAC の統計上は ODA としてカウントできないことになっています。国際的な比較という観点からの基準ですが。したがって、今回、一定水準以上の1人当たりの GNI の国についても、ニーズに応じて支援を行うことは、要するに、国際的な定義上は ODA ではありません。したがって、ODA 大綱ではなくて「開発協力大綱」という名前に変えたという経緯があります。したがって、この文書自体は、OOF あるいは NGO 自身を持っている資金には、当然、縛りをかけているわけではありません。むしろ、政府が持っている ODA 予算をどう使っていくかということが記載されている文書です。

次に、開発途上国の開発が重要であることは、いろいろなところを書いてありますが、それが若干不明確だということであれば、その辺はまた検討したいと思います。

目的についても、書き方の問題はありますが、いずれにせよ、開発を主たる目的としているということでありまして、わかりにくいということは、コメントとして持ち帰って検討したいと思います。

それ以外にも、国際開発協力局ですか、部署の名前を変えたほうがいいというようなお話もありましたが、それは大綱とは別ですが、もし機構改革を行う際には、少し考えたいと思います。

次に、意見表明⑩のコメントについてです。60周年を踏まえた大綱を策定してほしかったというコメントでした。これは持ち帰って、60周年を反映していないのかどうか、考えたいと思います。

また、軍・軍人に対する支援については危惧しているということで、我々としては、その危惧はしっかりと受けとめて、そういう危惧が実際の支援で起きないように、しっかりと歯止めをかけていきたいと思います。

GNIの0.7%目標については、外務省としては常にこれを念頭に置いてODA予算確保のために努力していますが、残念ながら、過去の経緯を言うと、ODAの量がなかなか増えていない状況です。引き続き、皆様の支援をいただき、増やしていく努力を続けたいと考えております。

次に、意見表明⑪のコメントについてです。具体例を出してはどうかということももつともな事と思います。我々は、政策文書に具体例を入れることは難しいのですが、閣議決定を行いましたら、いろいろな形で今後、これを基本として、これをベースにいろいろな活動をするので、ODA白書等を使って、具体例も交えながら、国民に対する説明責任を果たしたいと思います。

企業の方が参加していないのは奇異であるというコメントをいただきましたが、公聴会は京都、福岡、仙台でも開きますし、メールによるコメントも受け付けていますので、その中には企業の方もいらっしゃるだろうと思います。

ポストMDGsについては一言でしか触れていませんが、まだ国際的に合意していないこともあり、あまりポストMDGs自体も文章化されていませんけれども、我々当然、国際的な潮流の中でMDGsあるいはポストMDGsは重要と考えています。これは、国際潮流で合意した後の話だと思いますが、若者や雇用といった問題にも重点的な取組にしていきたいと思っております。

○JICA（竹若総務部長） 追加して申し上げます。

「連携」という言葉の使い方についてですが、この大綱の中では、連携の強化として、官民の連携だけではなく、自治体連携、企業との連携、国際機関、中央機関、地域機関との連携、一般ドナーとの連携、市民社会との連携など、連携のパートナーを拡大している

ことが明確にうたわれております。JICAの文書においては、従来から中期計画などにおいて、民間との連携やNGO、企業等の多様な関係者との連携ということで、連携のパートナーは、我々は地方に15か所持っているもので、自治体の皆様との連携や大学の皆さんとの連携など、行き来しておりますので、その連携ということも意識しております。

○司会 ありがとうございます。

まだまだご発言もあるかと思いますが、時間の都合上、本日の公聴会は終了させていただきたいと思っております。

この場で言い切れなかったこともあると思っておりますので、11月27日の木曜日までパブリックコメントを受け付けておりますので、そちらにもご意見をいただきたいと思います。

本日は、貴重なご意見をいただき、重ねて御礼申し上げます。

最後に、石兼局長から一言お願い致します。

○外務省（石兼国際協力局長） 本日はどうもありがとうございました。いただきましたご意見は、本当に実質的な御意見多々ございまして、軍事目的に使用してはいけないということ、成長の話、国益の話等々、いろいろなご意見をいただきました。ご発言を伺っていて、我々の思いは違うけれども、そういうように受けとめられるのかなと思うこともありましたし、他方で、なるほど、そういう点はもっと気をつけなければいけないなという思いもございました。

国内だけではなく、現地における市民社会との交流の話、開発協力のお話、あるいは、成長を語るのもいいけど、そうではない人たちがたくさんいることをもっと考えてほしいというご指摘等々ありました。実は、私自身も議論に参加したいと思ったのですが、今回はしっかりと受けとめさせていただきまして、まずは局内で議論して、その上で外務省としての考えを持っていきたいと思っております。

本日は、土曜日のお忙しい中、ありがとうございました。

○司会 以上で本日の公聴会を閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しい中、大変ありがとうございました。